

湖沼水質保全計画の策定について

1. 湖沼水質保全特別措置法の概要

湖沼水質保全特別措置法では、環境大臣が特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があるとして指定した指定湖沼（湖沼水質保全特別措置法に基づく 11 指定湖沼位置図 参照）について、関係府県が湖沼水質保全計画を策定し、水質保全対策を総合的かつ計画的に進めている。

2. 釜房ダム貯水池（宮城県）、諏訪湖（長野県）に係る湖沼水質保全計画の策定（更新）について

湖沼水質保全特別措置法に基づき、指定湖沼である釜房ダム貯水池は 6 期 35 年間、諏訪湖は 7 期 35 年間にわたり、湖沼水質保全計画を策定し、下水道や浄化槽の整備等の各種の施策を進めてきた。

令和 5 年 3 月に、釜房ダム貯水池に係る湖沼水質保全計画（第 7 期・令和 4～13 年度）、諏訪湖に係る湖沼水質保全計画（第 8 期・令和 4～8 年度）について、環境大臣の協議を経て、関係県知事が策定を行った。

3. 湖沼水質保全計画の主な内容

- (1) 湖沼水質保全基本方針に基づき、望ましい湖沼の将来像（20～25 年後）を明らかにした長期ビジョンを関係機関や関係者と共有するものであり、下水道・浄化槽の整備等の水質保全事業及び既設の事業場への排水対策等の規制措置を実施するなど、より一層の水質保全対策の推進を行うこととしている。
- (2) 釜房ダム貯水池及び諏訪湖においては、湖沼水質保全特別措置法 25 条・26 条に基づき、農地や市街地からの流出水に対する対策（面源負荷対策）を重点的、集中的に進める流出水対策地区（前川上流域〈釜房ダム貯水池〉-1 地区、上川・宮川〈諏訪湖〉-1 地区）において流出水対策推進計画を策定している。
- (3) 今回の計画では、釜房ダム貯水池については、森林などの自然地域からの降雨等にともない流出する負荷を削減するため、造林・保育、治山施設の設置等、森林の適正な管理を引き続き行うこととされた。

諏訪湖については、長野県が新たに諏訪湖環境研究センターを設置し、諏訪湖を一体的・総合的に調査研究する体制を整備するとともに、地域や地元大学等の関係機関との一層の連携を図り調査・研究等の取組を促進する見直し等が行われた。

